

魚沼農業協同組合の取扱商品の誤認防止にかかる留意事項

当組合で取扱う投資信託等について、以下のとおり
ご留意くださいますようお願い申し上げます。

○投資信託と貯金等との違いについて

- ・投資信託は、貯金等ではありません。
- ・投資信託は、貯金保険法に規定する保険金の支払いの対象とはなりません。
- ・投資信託は、投資者保護基金による支払いの対象ではありません。
- ・投資信託は、元本の返済が保証されていません。

○貯金等と共済契約との違いについて

- ・貯金は、共済契約ではありません。

魚沼農業協同組合